

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援【概要版】

R4.11.1時点：主な支援を掲載

 は小牧市独自の支援

個人

給付 離職などにより住宅及び就労機会の確保に向けた支援を受けるには → 小牧市生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金）【小牧市役所福祉総務課】

給付 休業期間中に賃金を受けることができなかつたら → 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金【新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター】

支援 新型コロナウイルス感染者等に向けた自宅療養支援について【小牧市役所健康生きがい推進課】

相談

国民年金保険料が納付できない【年金事務所・小牧市役所市民窓口課】

水道料金が納付できない【小牧市役所上下水道業務課】

会社から休業するよう言われた、有給の特別休暇がない【愛知労働局特別労働相談窓口】

給付

児童扶養手当受給世帯や18歳以下の児童を養育する世帯のうち、令和4年度住民税非課税世帯及び、家計急変世帯に対して、対象児童1人当たり5万円の給付を行う。【小牧市役所こども政策課】

事業主

休業補償

助成 事業活動が縮小し雇用維持のため従業員に休暇を取得させたら → 雇用調整助成金【学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター、あいち雇用助成室】

資金繰り

融資 一時的に業況が悪化していることから、経営基盤の強化に対して支援を受けたい → セーフティネット貸付の要件緩和【日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル】

融資 特別貸付及び補給制度を併用して実質的な無利子の融資を受けたい → 無利子・無担保融資【日本政策金融公庫、愛知県経済産業局中小企業部金融課融資・資金業グループ】

助成 事業縮小に伴い在籍型出向で労働者の雇用の維持をしたい → 産業雇用安定助成金【産業雇用安定助成金コールセンター】

相談

中小企業の新型コロナウイルス対策について相談したい【愛知県弁護士会】

中小企業の経営について相談したい【小牧商工会議所】

新型コロナウイルスについて広く相談したい【愛知県社会保険労務士会総合労務相談室】

テレワーク導入について相談したい【テレワークマネージャー相談事業事務局】

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援【詳細版】（令和4年11月1日時点 必ず問い合わせ先で内容を確認してください。）

| 対象 | 区分① | 区分② | 制度・事業名 | 概要 | 問合せ先① | 問合せ先② |
|----|-----|-----|------------------------------|--|-----------------------------------|--------------------------------|
| 個人 | 給付 | | 小牧市生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金） | 離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方を対象として、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給する。 | 小牧市役所福祉総務課 | 0568-76-1196 |
| 個人 | 給付 | | 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 | 総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できない方に対して、就労による自立を図るため、またそれが困難な場合には円滑に生活保護へつなげるために、支援金を支給する。 | 小牧市役所福祉総務課 | 0568-76-1196 |
| 個人 | 給付 | | 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 | 休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった方に対し、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給する。 | 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター | 0120-221-276 |
| 個人 | 支援 | | 新型コロナウイルス感染者及びその家族に対する自宅療養支援 | 自宅療養を余儀なくされた方の中で、外出が困難な方について、米、レトルト食品などを詰め合わせたセットを配布する。（配布回数は原則1回） 【支援の対象者】下記の要件すべてに当てはまる方 ・公共交通機関を使わないと買い物に出かけることができない方 ・一度も本制度を利用したことがない方 ・同居している方全員が外出できない方（例：高齢者・障がい者世帯など） ・自助（備蓄品では足りない）、共助（親族、友人、同僚等による買い物の代行や支援）を受けることができない方 ※療養期間中の買い物について、有症状の場合で症状軽快から24時間経過後又は無症状の場合には、外出時や人と接する際は短時間とし、移動時は公共交通機関を使わないこと、外出時や人と接する際に必ずマスクを着用するなど自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことは差し支えないとされている。 | 小牧市役所健康生きがい推進課健康政策係 | 0568-39-6568 |
| 個人 | 支援 | | 国民健康保険被保険者への傷病手当金 | 給与等の支払いを受けている国民健康保険被保険者が、新型コロナウイルスに感染するなどにより、療養のため勤務できなかった場合、傷病手当金を支給する。 支給期間は令和2年1月1日～令和4年12月31日までの間 | 小牧市役所保険医療課 | 0568-76-1123 |
| 個人 | 住宅 | | 県営住宅の提供 | 解雇等により、住まいの確保が困難になった方に対して、県営住宅を提供する県の制度。 | 愛知県住宅供給公社 名古屋尾張住宅管理事務所（小牧市内の県営住宅） | 052-973-1791 |
| 個人 | 相談 | | 国民年金保険料免除制度 | 休業や失業により国民年金保険料の納付が困難となった場合、一定の要件に該当すれば保険料の免除が適用。 | ①日本年金機構名古屋北年金事務所 ②小牧市役所市民窓口課 | ①052-912-1246 ②0568-76-1124 |
| 個人 | 相談 | | 水道料金等の支払いに関する相談 | 収入が大幅に減少した等の理由により、水道料金等の支払いが困難な方に対する納入相談。 | 小牧市役所上下水道業務課 | 0568-79-1320 |
| 個人 | 相談 | | 特別労働相談窓口 | 労働者を休業させたい、会社から休業するよういわれた、企業が有給の特別休暇を導入してくれないなどの相談窓口。 | 愛知労働局特別労働相談窓口 | 052-972-0266 |

| 対象 | 区分① | 区分② | 制度・事業名 | 概要 | 問合せ先① | 問合せ先② |
|----|-----|-----|---|--|--------------|--------------|
| 個人 | 相談 | | 下水道事業受益者負担金の支払いに関する相談 | 収入が大幅に減少した等の理由により、下水道事業受益者負担金の支払いが困難な方に対する納入相談。 | 小牧市役所上下水道業務課 | 0568-79-1407 |
| 個人 | 相談 | | 市・県民税の減免 | 失業や長期療養等により納付が困難となった場合、一定の要件に該当すれば税額の減免を受けることができる。 | 小牧市役所市民税課 | 0568-76-1182 |
| 個人 | 相談 | | 介護保険料の減免 (新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等によるもの) | 第1号被保険者が、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、その者に対して課する令和3年度分及び令和4年度分の保険料額(令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているものに限る。)から減免する。 (1) 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の生計を主として維持する者(以下「主たる生計維持者」という。)が死亡し、又は1月以上の治療を要する傷病を負った場合 (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のア及びイに該当する場合。ただし、前号に該当する場合を除く。 ア 主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。 イ 減少することが見込まれる主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。 | 小牧市役所介護保険課 | 0568-76-1197 |
| 個人 | 相談 | | 国民健康保険税の減免 (新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係るもの) | 国民健康保険税の納税義務者が、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、その者に対して令和4年度に課する令和3年度分及び令和4年度分の保険料額(令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているものに限る。)を減免する。 (1) 新型コロナウイルス感染症により主として世帯の生計を維持する者(以下「生計維持者」という。)が死亡し、又は1月以上の治療を要する傷病を負った場合 (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のアからウまでのいずれにも該当する場合 ア 生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。 イ 生計維持者の前年の条例第3条第2項に規定する総所得金額及び山林所得金額(条例附則第3項から第13項までの規定により読み替えて適用されるものを含む。)並びに国民健康保険法施行令第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の額(地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の額)の合計額が1,000万円以下であること。 ウ 減少することが見込まれる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。 | 小牧市役所保険医療課 | 0568-76-1123 |
| 個人 | 相談 | | 国民健康保険税の減免 (上記以外のもの) | 納税義務者の当該年の総所得金額等が前年中の総所得金額等の100分の70以下になる場合であって、前年中の総所得金額等が400万円以下であり、かつ、当該年の総所得金額等が200万円以下に減少すると認められる場合、所得割額の全部または一部が減免される。 | 小牧市役所保険医療課 | 0568-76-1123 |
| 個人 | 相談 | | 一部負担金の減免(国民健康保険) | 世帯主(主として世帯の生計を維持する被保険者を含む)が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当し、国民健康保険法第42条第1項に規定する一部負担金を支払うことが困難と認められる場合においては、6月以内の期間を限って、一部負担金の支払が免除又は減額される。 (1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、若しくは心身に重大な障害を受け、又は世帯主の所有に係る住宅、家財その他の財産に甚大な損害を受けたこと。 (2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作その他これらに類する気象事象により世帯(世帯主及び被保険者である世帯員をいう。)の収入が著しく減少したこと。 (3) 事業又は業務の休止、失業等により世帯の収入が著しく減少したこと。 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める事由 | 小牧市役所保険医療課 | 0568-76-1123 |
| 個人 | 給付 | | 令和4年度低所得の子育て世帯への子育て世帯生活支援特別給付金 | 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から児童扶養手当受給世帯や18歳以下の児童を養育する世帯のうち令和4年度住民税非課税世帯及び、家計急変世帯に対して、対象児童1人当たり5万円の給付を行う。 | 小牧市役所こども政策課 | 0568-76-1129 |

| 対象 | 区分① | 区分② | 制度・事業名 | 概要 | 問合せ先① | 問合せ先② |
|-----|------|-----|---|--|---|---|
| 事業主 | 休業補償 | 助成 | 雇用調整助成金 | 経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度。 | ①学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ②あいち雇用助成室 | ①0120-60-3999 ②052-219-5518 |
| 事業主 | 資金繰り | 助成 | 産業雇用安定助成金 | 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して助成する制度。 | 産業雇用安定助成金コールセンター | 0120-60-3999 |
| 事業主 | 資金繰り | 助成 | トライアル雇用助成金 (新型コロナウイルス感染症対応(短時間)トライアルコース) | 新型コロナウイルス感染症の影響で離職し、これまで経験のない職業に就くことを希望する求職者を無期雇用へ移行することを前提に、一定期間試用雇用した場合に助成する制度。 | ハローワーク春日井 | 0568-81-5167 |
| 事業主 | 資金繰り | 融資 | セーフティネット貸付の要件緩和 | 一時的に業績悪化しているが、中期的には業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援する制度。 | 日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル | 0120-154-505(平日) 0120-112-476(土) |
| 事業主 | 資金繰り | 融資 | 無利子・無担保融資 | 新型コロナウイルス感染症特別貸付及び危機対応融資等に特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現する融資。 | ①日本政策金融公庫 ②愛知県経済産業局中小企業部金融課融資・貸金業グループ | ①0120-154-505(平日) 0120-112-476(土) ②052-954-6333 |
| 事業主 | 資金繰り | 融資 | 農林漁業者向け金融支援 | 農林漁業セーフティネット資金等の経営維持・再建に必要な資金の実質無利子化や無担保化等。 | 愛知県尾張農林水産事務所農業改良普及課 | 052-961-8094 |
| 事業主 | 資金繰り | 助成 | 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金 (中小企業庁) | 2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した事業主に対し、給付する制度。 | 一時支援金事務局相談窓口 | 0120-211-240 |
| 事業主 | 資金繰り | 助成 | 経済環境適応融資助成金 | 愛知県融資制度「経済環境適応融資」の「セーフティネット」と「危機関連保証」に係る信用保証料に対して助成。 | 小牧市役所商工振興課 | 0568-76-1134 |
| 事業主 | 業務改善 | 補助 | IT導入補助 | 在宅勤務制度を新たに導入するため、テレワークに利用できる業務効率化ツール等を導入する場合に補助する。 | サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター | 0570-666-424 |
| 事業主 | 業務改善 | 補助 | 航空機等部品製造認証維持支援補助金 | 市内の航空宇宙関連企業の事業継続を支援するため、JISQ9100認証又はNadcap認証を保有する市内の航空宇宙関連企業に対して、その認証の更新に係る費用の一部を補助する。 | 小牧市役所企業立地・次世代産業推進課 | 0568-76-1135 |
| 事業主 | 相談 | | 事業者向け無料相談 | 中小企業のための新型コロナウイルス無料電話相談。 | 愛知県弁護士会 | 052-265-6693 |
| 事業主 | 相談 | | 中小事業者の経営に関する相談 | 中小事業者の経営に関する相談窓口。 | 小牧商工会議所 | 0568-72-1111 |
| 事業主 | 相談 | | 企業、労働者向け無料相談 | 新型コロナウイルス関係の総合労務相談。 | 愛知県社会保険労務士会総合労務相談室 ※毎週火曜 | 052-871-2278 |

| 対象 | 区分① | 区分② | 制度・事業名 | 概要 | 問合せ先① | 問合せ先② |
|-----|-----|-----|-----------------|---|--------------------|--------------|
| 事業主 | 相談 | | テレワークマネージャー相談事業 | テレワークの知見、ノウハウ等を有する専門家が無料で、テレワークの導入に関するアドバイス等を実施する。 | テレワークマネージャー相談事業事務局 | 044-299-7084 |
| | | | こまきプレミアム商品券 | 令和4年度も新型コロナウイルスの影響による事業者の支援と市民生活の下支えのため、販売額1万円で12,000円分使えるプレミアム率20%の商品券を販売する。 予約申し込み受付は終了しました。 | 小牧商工会議所 | 0568-72-1111 |
| | | | 経済支援 | | | |